

徳島県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年十二月二十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県条例第四十七号

徳島県税条例の一部を改正する条例

徳島県税条例（昭和二十五年徳島県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第二十条の二十九中「規則で定める通知書によつてあわせて」を「併せて」に改める。

第四十九条第一項中「次項」を「第三項」に改め、同条第二項中「環境性能割の」を「前項の規定によるほか、環境性能割の」に、「には、前項」を「において、知事がやむを得ない事由があると認めるときは、第一項の規定にかかわらず、同項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 環境性能割の納税義務者は、法第六十条第一項の規定により環境性能割額を納付する場合において、法第七百四十七条の二第一項の規定により法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、法第六十条第一項の規定による申告書の提出を行うときは、前項の規定にかかわらず、同項の証紙に代えて、当該環境性能割額に相当する現金を納付しなければならない。

第五十三条の七中「次条」を「第五十三条の八」に改め、「又は報告書」を削り、「押印を」の下に「受けることにより、又は知事がやむを得ない事由がある」と認めるときに当該種別割額に相当する現金を納付して納税済印の押印を」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（種別割の徴収の方法の特例）

第五十三条の七の二 種別割の納税者が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録の申請を行う場合において、法第七百四十七条の二第一項の規定により法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、法第七百四十七条の十三第一項の規定による申告書の提出を行うときは、前条の規定にかかわらず、当該納税者が当該登録の申請をした際に、当該登録の申請に係る自動車に対して課する種別割を施行規則第九条の十六に規定する方

法により徴収するものとする。

第五十三条の十五第三項第二号ロ及び第五十三条の十六第三項第二号ロ中「証紙徴収の方法」の下に「又は第五十三条の七の二に規定する方法」を加える。

附 則

この条例は、令和四年一月四日から施行する。ただし、第二十条の二十九の改正規定は、同月一日から施行する。